

(第一面)

周 知 報 告 書

事業施行者	住 所 氏 名
土地所有者	住 所 氏 名
土地所有者が所有している 土地の地番及び面積	藤沢市 m ²
申請地番及び申請区域面積	藤沢市 m ²
申請建物用途	
未利用地の土地利用計画が ある場合、具体的に記入	未利用地面積 m ²

<開発行為等の一連性を有する期間とは>

- 1 先行する行為が建築基準法に基づく建築確認を受けたものであるときは次のいずれかに該当するもの
 - (1) 予定していた全ての建築物の検査済証交付から1年が経過するまでの期間
 - (2) 予定していた建築物の半数を占める最後の建築物の検査済証交付から2年が経過するまでの期間
- 2 先行する行為が建築基準法に基づく道路位置指定を受けたものであるときは次のいずれかに該当するもの
 - (1) 道路位置指定の完了公告がなされ、予定していた全ての建築物の検査済証交付から1年が経過するまでの期間
 - (2) 道路位置指定の完了公告から2年が経過するまでの期間
- 3 先行する行為が宅地造成規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けたものであるときは次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宅地造成規制法に基づく工事の検査済証が交付され、予定していた全ての建築物の検査済証交付後から1年が経過するまでの期間
 - (2) 宅地造成規制法に基づく工事の検査済証交付から2年が経過するまでの期間
- 4 先行する行為が都市計画法に基づく開発許可を受けたものであるときは次のいずれかに該当するもの
 - (1) 開発行為の工事完了公告がなされ、予定していた全ての建築物の検査済証が交付されるまでの期間
 - (2) 開発行為の工事完了公告から1年が経過するまでの期間

(第二面)

開発行為等に関する一連性の判断基準、開発行為等の一連性を有する期間(第一面参照)及び下記注意事項について、隣接する未利用地の所有者に周知しました。

_____年 月 日

周知した者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

説明を受けた 住 所 _____

土地所有者

氏 名 _____ 印

※氏名の箇所には、記名及び押印又は署名(自署)をしてください。

<開発行為等の一連性の判断基準に伴う注意事項>

- 1 周知報告書については、「開発行為等に関する事前相談申込書」に添付して提出してください。
- 2 開発行為等の一連性については、「開発行為等に関する一連性の判断基準」を参照してください。
- 3 周知報告書の提出により、未利用地を除いた事業面積で開発行為に関する判断をします。このため、開発行為等の一連性を有する期間内に未利用地にて開発行為等を行う場合は、今回事業を行う土地と併せて開発許可申請が必要になります。
- 4 未利用地について、所有権が移転した場合にも開発行為等に関する一連性の判断基準が適用されるので、説明を受けた内容を新たな土地所有者に十分説明し、承継してください。